

# 韓国のFTAを巡る動向

## 米韓FTAとEU韓国FTAの行方

基礎研究部 副部長 清水徹朗

### 1 はじめに

WTO交渉が停滞するなかでFTA交渉が進行しているが、韓国は、米国とのFTAに合意したのに続いてEUともFTA交渉を行い、この3月に暫定合意に達した。韓国は、4月2日のG20金融サミットの際にEUとFTAの最終合意を行いたいという意向であったが、関税払い戻し制度などいくつかの点において合意が得られず、最終合意は先送りになった。

こうした韓国の動向は、WTO体制や東アジアの経済連携を考えるうえで無視できない動きであり、韓国のFTAを巡る動向とその背景を考えてみたい。

### 2 韓国のFTA政策への転換

韓国は、日本と同じように90年代末までは欧州や北米での地域主義的傾向を批判し、GATT(WTO)による多角的貿易体制を支持してきた。しかし、韓国政府は98年にそれまでの方針を転換してFTA推進方策を打ち出し、99年に、チリとFTA交渉を開始するとともに、タイやニュージーランドとのFTAに向けた共同研究を開始した。さらに韓国は、03年にFTA推進のためのロードマップを策定した。

第1図 韓国のFTA締結状況

国・地域	交渉	発効
チリ	1999.9～2002.10	2004.4
シンガポール	2003.10～2004.11	2006.3
EFTA	2004.12～2005.7	2006.7
ASEAN	2001.11～	物品のみ
米国	2006.6～2007.6	
EU	2007.5～	
日本	2003.10～(中断)	
カナダ	2005.7～	
メキシコ	2005.9～	
インド	2006.2～	

資料 徐勝・李康國編『韓米FTAと韓国経済の危機』より作成

こうした韓国の方針転換の背景には、90年代におけるNAFTA成立、EU拡大などの地域主義的傾向があり、アジア地域においても、ASEANが92年にAFTAを結んだ。日本も90年代末よりFTA推進路線に転換して01年にシンガポールとFTAに合意し、また中国もASEANとFTAを結んだ。

韓国は97年に発生したアジア通貨危機によって経済危機に陥り、98年にIMFの緊急融資を受けて外資規制を撤廃し、対日輸入制限も99年に撤廃した。その結果、韓国の企業、銀行の外資比率が高まり、例えばサムソンの外資比率は54%、現代自動車の外資比率は48%になっており(05年)、主要銀行の外資比率は5割を超えている。こうした韓国の外資を巡る状況は、韓国のFTA政策を理解するうえで非常に重要である。

韓国は04年4月にチリとのFTAを発効させ、その後、シンガポール(06年3月発効)、EFTA(06年7月発効)、ASEAN(物品貿易のみ06年6月発効)とFTAを結び、現在、カナダ、メキシコ、インド等とFTA交渉を行っている。

韓国は日本とも03年10月にFTA交渉を開始したが、韓国の産業界は日本製品の輸入増大を懸念して日本とのFTAを望んでおらず、04年11月以降、交渉は中断している。こうしたなかで韓国が米国とのFTAに合意したのは、日本にとって衝撃的な出来事であった。

### 3 米韓FTAの背景と内容

韓国が米国とFTA交渉を開始したのは06年6月であり、その後8回の交渉を経て07年4月に合意し、同年6月に署名を行った。

米国にとって、韓国とのFTAはアジア地域

にクサビを打ち込んだという意味があり、米国のアジア戦略の一環として位置づけることができる。一方、韓国にとっては、米国という巨大市場において韓国企業がより有利な地位を得たいという意向があり、米韓FTAはこうした米国の利害と韓国の利害が一致したために合意したと言えよう。

なお、米国は、タイともFTA交渉を進めていたが(06年6月交渉開始)、タイ国内の反対運動やタクシン首相の失脚により交渉は進んでいない。また、南北アメリカを包含するFTAA構想は、南米諸国の反対により挫折した。

米韓FTAは包括的で完成度の高いFTAであると言われ、工業品の関税を撤廃し、農産物についても、関税撤廃の例外にしたのは米、乳製品、大豆、はちみつ、ばれいしょ、オレンジなどごく一部の品目に限られ、しかも米以外の品目については無税枠を設けている。

しかし、米韓FTAについては、投資に関してISD制度(投資家-国家仲裁手続き)という韓国の経済主権を脅かすような重大な問題があるとの指摘もある<sup>(注)</sup>。また、米国の大統領交代、経済危機のなかで米国のFTA政策は変化しており、米韓FTAは合意後2年が経過したにもかかわらず未だに批准されていない。

#### 4 EU韓国FTAの動向

米韓FTAの合意を受けて、EUは07年5月に韓国とFTA交渉を開始した。EUにとっては、米韓FTAが発効してしまうと、韓国市場において米国より不利な立場になる。また、韓国にとっては、EU市場において有利な立場に立ちたいという意向がある。

暫定合意によると、工業品の関税は一部の例外を除いて5年以内に撤廃し、韓国は、化粧品(現行7%)、ワイン(同15%)、豚肉(同25%)等の関税を撤廃する。

しかし、EUとのFTAは、最終局面になって関税払い戻し制度を巡る対立等により最終合意には至らなかった。「関税払い戻し制度」とは、韓国の自動車や家電を輸出する際に、その部品の輸入関税を免除する(戻す)制度であり、韓国の輸出促進策の重要な柱である。経済状況の悪化のなかでEUの産業界には韓国に対する脅威感があり、EUは米韓FTAが発効していない段階でEUだけ先走って合意することに躊躇したといえよう。一方、韓国の企業にとっては、関税払い戻しがないと輸出上のメリットが半減することになり、容易には譲れない。

#### 5 FTAの問題点

米韓FTA、EU韓国FTAが成立すると、日本企業は、韓国市場、米国市場、EU市場のいずれにおいても差別的扱いを受けることになる。そのため、日本の経済界からは、日本も米国やEUとFTAを結ぶべきとの意見も現れている。ただし、EUについては、民間レベルの研究会が設けられたものの、その報告書には「日・EU間での関税撤廃については、双方が異なる見解を持っていることを認識している」と書かれ、FTA交渉の開始は困難であると認識が示された。

FTAによりFTA締結国と非締結国の間で差別的扱いがされることは、WTOの大原則である「最恵国待遇」に反しており、FTAが蔓延することはWTO体制にとって大きな問題である。

米韓FTAは、一部の輸出企業、外資企業のために韓国の食料生産、農村部をさらに衰退させることになり、韓国の経済的自立という観点からも問題が多い。米韓FTAは米国議会の批准にゆだねられているような状況であるが、今後、WTO体制を脅かすようなFTAそのものに対する根本的な批判と再検討が必要であろう。

(しみず てつろう)

(注) 徐勝・李康國編(2009)『韓米FTAと韓国経済の危機』晃洋書房